

守口市認定こども園整備事業補助金交付要綱

守口市認定こども園整備事業補助金交付要綱（平成28年11月 2 日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、認定こども園の施設の整備を実施する学校法人又は社会福祉法人に対し、予算の範囲内において当該施設整備の費用の一部を補助する守口市認定こども園整備事業補助金（第 4 条（同条本文を除く。）を除き、以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。

（補助対象者）

第 3 条 この要綱により補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市の区域内に所在地を有する認定こども園の建物及びその附属設備の保育を実施する部分（以下「保育所部分」という。）又は教育を実施する部分（以下「教育部分」という。）の創設、増築、増改築、改築又は大規模修繕等（以下「整備」という。）を行う学校法人又は社会福祉法人であって、次項に規定する協議を終えたものとする。

2 認定こども園の建物及びその附属設備の保育所部分又は教育部分の整備を行う学校法人又は社会福祉法人は、市長が別に定める日までに市と当該整備に関する協議を行わなければならない。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。ただし、市が就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（就学前教育・保育施設整備交付金の交付について（令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 466 号）の別紙に定める要綱をいう。以下この条において「国要綱」という。）に基づき国から交付の決定を受ける補助金の額が当該補助金の交付申請額を下回る場合は、その差額を本文で定

める額から減じるものとする。

(1) 保育所部分 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア 国要綱8(2)①に該当する場合 国要綱8(2)①により算出した額の合計額に2分の3を乗じて得た額に、4分の3を乗じて得た額

イ 国要綱8(2)②に該当する場合 国要綱8(2)②により算出した額の合計額に2を乗じて得た額に、4分の3を乗じて得た額

(2) 教育部分 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア及びイに定める額に2を乗じて得た額に、4分の3を乗じて得た額

ア 国要綱8(2)①に該当する場合 国要綱8(2)①により算出した額の合計額

イ 国要綱8(2)②に該当する場合 国要綱8(2)②により算出した額の合計額

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、守口市認定こども園整備事業補助金申請書（以下「申請書」という。）を、市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、守口市認定こども園整備事業補助金交付決定通知書により補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定をする場合においては、交付の目的を達成するため必要な範囲内で、条件を付することができる。

(変更交付申請)

第7条 補助金の交付の決定後、第5条の規定による申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、補助対象者は、守口市認定こども園整備事業補助金変更申請書により、同条に定める申請手続に従い、市長が別に定める期日までに行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、守口市認定

こども園整備事業補助金変更・追加承認通知書により当該補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 第6条第1項又は前条第2項の規定による通知を受けた者は、市長が別に定める日までに、守口市認定こども園整備事業実績報告書に経費（整備が複数年度にわたり行われる場合にあっては、当該年度中に生じた経費）の内訳を記載した書類を添え、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、守口市認定こども園整備事業補助金確定通知書により通知しなければならない。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに守口市認定こども園整備事業補助金交付請求書により補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- （3） その他この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第 13 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(帳簿等の整備等)

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の対象となる事業に関する収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して10年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、守口市認定こども園整備事業補助金主管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 3 月 30 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(適用区分)

- 2 平成 28 年度中に着工した認定こども園の建物及びその附属設備の保育所機能部分の整備については、改正後の守口市認定こども園整備事業補助金交付要綱第 3 条の規定にかかわらず、改正前の守口市認定こども園整備事業補助金交付要綱の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 3 月 29 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(適用区分)

- 2 平成 29 年度中に着工した認定こども園の建物及びその附属設備の整備については、改正後の守口市認定こども園整備事業補助金交付要綱第 3 条の規定にかかわらず、改正前の守口市認定こども園整備事業補助金交付要綱の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 3 月 27 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(適用区分)

- 2 平成 30 年度中に着工した認定こども園の建物及びその附属設備の整備については、改正後の守口市認定こども園整備事業補助金交付要綱第 3 条の規定にかかわらず、改正前の守口市認定こども園整備事業補助金交付要綱の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 8 日から施行し、改正後の守口市認定こども園整備事業補助金交付要綱の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 2 月 16 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の守口市認定こども園整備事業補助金交付要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に実施した整備に係る補助金について適用し、同日前に実施した整備に係る補助金については、なお従前の例による。